

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

(2) 総事業費の推移				単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	51	87	180	319
			県支出金	千円	0	51	87	180	319
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	4,937	5,207	5,558	7,500	12,205
			事業費計 (A)	千円	4,937	5,309	5,732	7,860	12,843
	人件費		正規職員従事人数	人	1	2	2	4	4
			延べ業務時間	時間	150	300	300	3,100	3,100
			人件費計 (B)	千円	623	1,245	1,251	12,533	12,533
			トータルコスト(A)+(B)	千円	5,560	6,554	6,983	20,393	25,376

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	児童福祉法の改正により、親も含めた家族全体に対する働きかけを行うことが必要であることから、昭和46年3月に岡岡市家庭相談員設置規則を制定し取り組みが開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	問題のある児童・家庭は増えている。近年虐待の関連した事案も増えている。被虐待児を始めとして、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために児童福祉法の改正等も行われ、本市においても平成18年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携が密になった。 PR活動の効果として住民の虐待に対する関心が高まりつつある。 平成28年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関に専門職（保健師等）の配置が義務付けられた（平成29年4月1日施行）。しかしながら、重篤な児童虐待事案が後を絶たないことから、平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が講じられ、さらに平成30年12月には「児童虐待防止対策体制強化プラン」が策定され、2022年度までに全市町村に「子ども家庭総合支援拠点」を設置して支援体制の強化を図っていくことが明記された。 令和元年6月には児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化される（令和2年4月施行）。体罰禁止に関する考え方を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てを推進する方向となっている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	相談者からは問題の解消又は不安の軽減が図られたとの声がある。

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 次代を担う児童が養育される家庭の安定は市民福祉の推進を図るものであり、市の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 児童福祉法に基づき実施している事業なので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 児童福祉法に基づき実施している事業なので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 急増している相談や重症事案に対して迅速かつ的確に対応し継続的な支援をしていく必要があり、支援体制のさらなる充実が必要である。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 児童福祉法に基づき実施している事業であるので、廃止・休止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費で実施しており、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 児童養育に問題のある世帯を対象にしており、公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続 急増している相談や重症事案に迅速かつ的確に対応し、関係機関と連携しながら継続的な支援体制を強化するため「子ども家庭総合支援拠点」を整備していく。	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			／	低下		／	／
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			／																				
	低下		／	／																				
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☒ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>／</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>／</td><td>／</td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			／	低下		／	／
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			／																				
	低下		／	／																				